

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	3
告 示	
◎告示（港湾施設の概要）の一部改正（港湾・海岸課）	4
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	5

 規 則

高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第93号

高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

高知県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年高知県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による申請等の手続）

第25条の2 条例第32条の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成16年内閣府令第19号）第4条第1項の規定による内閣総理大臣が告示で定めるところの例により、次に掲げる事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。

- （1）申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
- （2）申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている事項

ている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 法、条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする（副本又は写しを正本と併せ必要とする場合を含む。）申請等について、前項の規定により当該複数の書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第94号**

**高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県土地基本条例施行規則（平成14年高知県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

第27条第9号中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第4号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第95号

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立都市公園条例施行規則（平成17年高知県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例の施行」を「県が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）の管理」に改める。

第2条に次の1項を加える。

3 条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に条例第27条第1項第1号に掲げる業務（条例第4条に規定する行為の許可に係るものに限る。）を行わせる場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「別記第1号様式による」とあり、及び「別記第2号様式による」とあるのは「指定管理者が定める」とする。

第4条第6項中「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を「指定管理者」に、「業務」を「業務（条例第10条に規定する特定公園施設の利用の許可に係るものに限る。）」に改める。

第14条中「高知県立都市公園」を「都市公園」に改める。
 第15条中「公園」を「都市公園」に改める。
 別記第21号様式及び別記第22号様式を次のように改める。

第21号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者

都市公園利用料金承認申請書

高知県立都市公園条例第24条第1項前段の規定により都市公園の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 都市公園の名称

2 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

注 特定公園施設の利用料金の承認を申請する場合は、当該特定公園施設の名称を「備考」欄に記入してください。

3 利用料金の申請額の根拠

4 利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

第22号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者

都市公園利用料金変更承認申請書

高知県立都市公園条例第24条第1項後段の規定により都市公園の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 都市公園の名称

2 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

注 特定公園施設の利用料金の変更の承認を申請する場合は、当該特定公園施設の名称を「備考」欄に記入してください。

3 利用料金の変更申請額の根拠

4 変更後の利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第96号

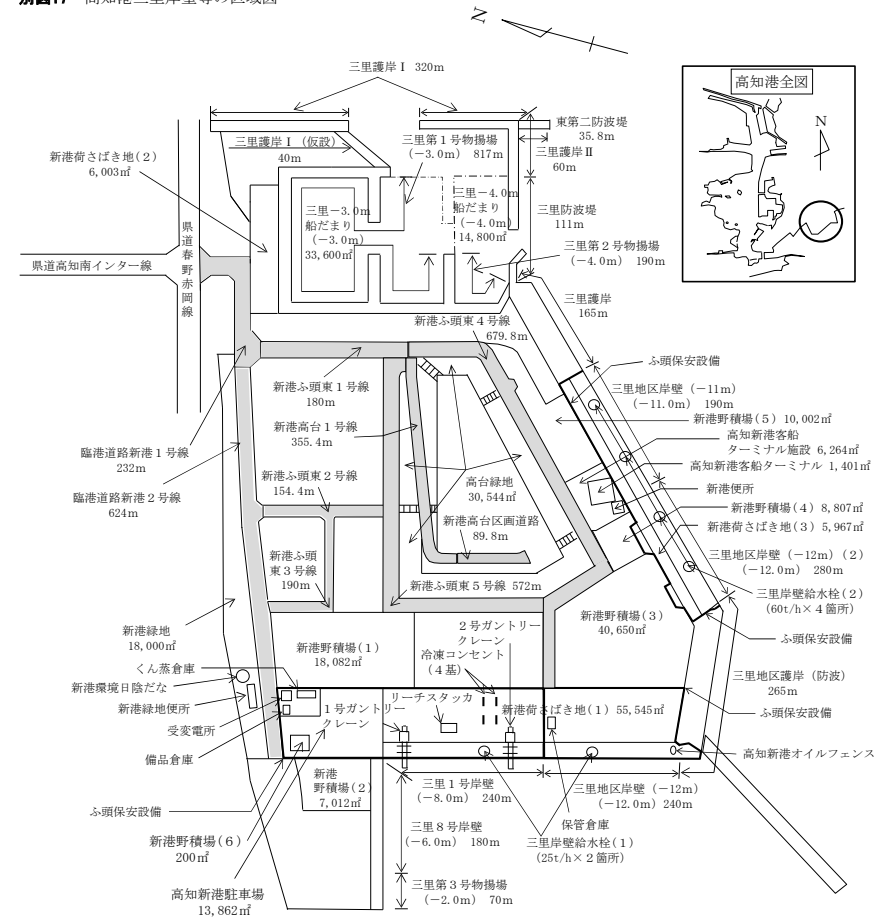
高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2の別図17を次のように改める。

別図17 高知港三里岸壁等の区域図



備考 三里地区岸壁 (-12m) (2)は、国との港湾施設管理委託契約における三里地区岸壁 (-12m) ②を示す。

別記第5号様式(上)及び(中)並びに別記第9号様式(上)及び(中)中「シップロダ」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第400号

昭和61年5月高知県告示第317号(港湾施設の概要)の一部を次のように改正する。

令和5年7月14日

高知県知事 濱田 省司

表の高知港の荷さばき施設の項中

「

”	シップロ ダ	1 基 1 時間当たり能力1,000 m ³ /h	”
---	-----------	--------------------------------------------	---

」

を削る。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月14日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第12号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
付則第20項の前の見出し、同項及び付則第21項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年7月15日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に支給されていない特殊勤務手当については、この規程の施行後も、なお従前の例により支給するものとする。